

## 小樽市農業委員会委員募集要領

- 1 任用期間 令和8年7月28日から令和11年7月27日まで
- 2 業務内容
  - ①農地の権利移動に係る申請地の現地調査
  - ②農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関する調査
  - ③農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進など）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
  - ④遊休農地の発生防止と解消のための地域農業者との調整
  - ⑤農業者からの相談対応など
- 3 身分 小樽市の特別職非常勤職員
- 4 委員報酬 月額 33,000円
- 5 推薦を受ける者及び応募する者の資格  
農業に関する識見を有し、農地等に利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。
  - (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 6 推薦及び応募の手続き
  - (1) 所定の様式に必要事項を記入の上、小樽市産業港湾部農林水産課に持参又は郵送にて提出してください。  
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。
    - 農業者等が推薦する場合 第1号様式
    - 法人又は団体が推薦する場合 第2号様式  
定款・団体規約等の写し
    - 応募する場合 第3号様式

(2) 様式の入手方法

様式は、小樽市ホームページからダウンロードできるほか、小樽市産業港湾部農林水産課にも備えています。

7 受付期間

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで（消印有効）

※ 持参される場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時50分から午後5時20分までに提出してください。

8 情報の公表

受付期間の中間（3月中旬頃）及び終了後（4月初旬頃）に以下の情報を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

9 提出先及び問合せ先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部農林水産課

電話 0134-32-4111（内線268）

小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp/>